

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

HOUSECOM CORPORATION

最終更新日:2016年6月24日

ハウスコム株式会社

代表取締役社長 田村 穂

問合せ先:経営企画室 03-6717-6939

証券コード:3275

<http://www.housecom.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会・経済環境の変化に即応した的確な意思決定やリスクマネジメントの出来る組織・機能を確立し、株主をはじめとしてすべての利害関係者にとって企業価値を最大化することが、企業統治の基本目的であると認識しております。その基本目的をベースにして経営の公正性・効率性・透明性を向上させることを企業統治の基本方針とした経営管理組織の整備を図っております。このため、企業倫理と法令遵守を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営上の意思決定における客観性と迅速性を確保することを主な課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[\[更新\]](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大東建託株式会社	2,000,000	51.34
ハウスコム従業員持株会	421,500	10.82
多田 勝美	155,000	3.97
多田 春彦	100,000	2.56
竹内 理人	90,500	2.32
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	60,800	1.56
田浦 光敏	33,000	0.84
稻田 昭夫	30,000	0.77
熊切 直美	30,000	0.77
浅野 秀樹	20,000	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

大東建託株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 1878

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、大東建託株式会社を含むグループ内の取引は市価を基準として公正に行うことを方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1) 親会社からの独立性確保に関する考え方

当社の親会社は大東建託株式会社であり、当社は大東建託グループにおける賃貸仲介会社として、大東建託グループの不動産賃貸仲介事業の一翼を担っております。当社は、大東建託株式会社及び当社の企業行動基準をブランド及びCSR活動の基礎として位置付け、大東建託グループ共通の価値観を醸成するとともに、企業が果たすべき社会的責任についての理解を共有する一方、大東建託グループ内の取引は市価を基準として公正に行うこととし、独立性を確保しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
石本 哲敏	他の会社の出身者										○
大里 堅	他の会社の出身者										○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石本 哲敏	○	石本哲敏法律事務所所長	主に弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また企業法務の専門家として当社の経営に対する助言及び意見を得るため。 なお、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。
大里 堅		GFコンサルタント代表	取締役会の監視機能強化および、東証第一部上場企業における役員であった知識と経験の見地から経営や企業統治に関する意見をいただき、重要事項の決定と業務執行の監督機能の強化を図るため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査人と監査役会との間では、会社法に依拠した会計監査並びに金融商品取引法に依拠した財務諸表監査及び内部統制監査実施時において、情報交換・報告等を通じて連携を図っております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(2) 監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門と監査役会との間では、内部監査計画、内部監査の実施(監査実施通知書、監査調書、監査報告書、監査結果通知書、監査結果の措置(対処)回答書、フォローアップ調査実施等)報告並びに監査報告を監査役に提出し、必要に応じて改善策・再発防止策等の監査役との協議等を行う関係にあり、日常的な情報交換並びに内部監査及び監査役監査実施時での協力体制の構築を通じて連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今井 良明	他の会社の出身者													○
鶴田 信一郎	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 良明		グラント税理士法人代表社員	企業財務に精通しておられることから当社の監査体制に有効な助言を期待し、選任いただいたものであり、また、公認会計士として財務・会計等の見識を十分に有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 弁護士としての専門知識と経験等により、業務

鶴田 信一郎

独立開業

執行の経営判断の妥当性について、法的立場から意見・支援を受けることで、当社の監査体制の強化に活かしていくだけると考えたため。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度に関し、当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、新株予約権を交付しております。なお、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、行使できるものとしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社社内取締役(常勤)2名に対して、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に新株予約権の交付を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとしております。

平成28年3月期の有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、以下のとおり役員報酬の総額を開示しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役(社外取締役を除く)2名 47,019千円

監査役(社外監査役を除く) 1名 16,148千円

社外役員 4名 9,300千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会付議事項等の連絡や資料の事前配布を事務局である人事総務部より行い、必要に応じて人事総務部もしくは起案部門より資料説明を実施いたし
ます。また、社内取締役および社内監査役と定期的に打合せを実施し、情報の共有化をはかって参ります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(1)業務執行の状況

イ. 取締役会の構成

経営上の意思決定を迅速に行うために、人数を6名(うち、社外取締役2名)と少人数に押さえ、迅速に経営判断できる取締役会を構成しております。社外取締役のうち1名は弁護士である石本哲敏氏を社外取締役として選任し、法律的な専門知識・経験からの意見を聞き、企業統治をより確実なものとする体制にしております。さらに取締役会の監視機能強化のため社外取締役として大里堅氏を選任し、東証一部上場企業における役員としての知識と経験の見地から経営や企業統治に関する意見を聞き、重要事項の決定と業務執行の監督機能の強化を図っております。原則として毎月1回の定例取締役会及び必要に応じてその都度臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに当社の

重要事項を決定しております。経営の妥当性と効率性を監督し、取締役に対する監視機能を維持することを考えて、取締役会の運営を実行しております。

なお、社外取締役と当社との取引等の利害関係はありません。

□ 経営会議の開催

経営会議は、経営の基本政策、経営方針、経営計画にかかる事項並びに各部門の重要な執行案件について、審議及び方向づけを行い、または報告を受けます。経営会議に付議された議案のうち必要なものは、取締役会に上程され、その審議を受けています。経営会議は、常勤取締役、事業推進部長、営業部門・管理部門の部長等をもって構成し、経営の機動性、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っています。原則として毎月2回開催し、社長が議長を務めています。なお常勤監査役もオブザーバーとして出席しております。

ハ. 営業部会議の開催

取締役会の決議事項の徹底、及び日々の業務執行上から発生する重要事項の審議・決議の会議として、毎月2回、営業部会議を開催しております。当該会議は取締役、事業推進部長、営業部門の部長、並びに営業部の推進管理職等を主たる構成メンバーとして開催し、現場で執行されている業務内容を具体的な課題・問題として直接把握するとともに、取締役会や経営会議で決定された経営方針に基づく業務執行の具体的な方針を直接指示できる場としての体制をとっています。経営と現場の間に齟齬をきたさない仕組みを構成することによって、経営の効率性と透明性の向上に努めています。

(2) 監査・監督機能の状況

イ. 監査役会の構成

当社は監査役制度を採用しております。村岡彰氏を常勤監査役とし、公認会計士である今井良明氏及び弁護士である鶴田信一郎氏を社外監査役、大東建託株式会社経理部長で公認会計士の岡本司氏を非常勤監査役とする4名体制となっております。常勤監査役は常時執務しており、取締役会に常時出席している他、経営会議等、重要な会議には出席し必要があれば適宜意見の表明をしております。社外監査役並びに非常勤監査役の3名は、法律的あるいは会計的な専門知識・経験から有益なアドバイスを行っており、当社の経営執行等の適法性・適正性について客観的かつ中立的な監査を実施する体制になっております。さらに、監査役4名で監査役会を構成し、原則として毎月1回開催して、監査役間の意見(情報)交換を行うとともに意思の疎通を図っております。

また、監査の実施にあたっては、必要に応じて内部監査室と連携しております。

これらの体制により、取締役の職務の執行状況び取締役会決定事項の実施状況を監視しております。

なお、社外監査役と当社との取引等の利害関係はありません。

ロ. 内部監査室の設置

内部監査機関として、社長直轄の内部監査室を設置し室長及びスタッフ4名の計5名にて、内部統制・リスク管理・コンプライアンス等の視点から監査を実施し、評価及び提言を行っております。

内部監査担当者は、監査計画に基づく各部門への監査、監査結果の社長への報告、被監査部門に対する業務改善の指示及びその確認等を行っております。また、必要に応じて監査役と連携して業務遂行することにつきましては、前述したとおりであります。

ハ. 会計監査人の設置

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。平成28年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

井上 隆司 氏

美久羅 和美 氏

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士3名、その他6名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

(3) 監査役の機能強化に関する取組状況

当該状況につきましては、「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】『監査役と会計監査人の連携状況』、『監査役と内部監査部門の連携状況』並びに『社外監査役の選任状況』」に記載のとおりであります。

(4) 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であります。当社は現在のガバナンス体制の構築を行うことが現状では最適かつ効率的であると判断しておることから本体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

		補足説明
その他		株主総会招集通知については、ホームページ等への掲載を行い、確認を容易にしております。 また、株主総会終了後には総会資料に準拠する資料の開示を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京を中心に、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算時の年2回アナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、社長直轄組織として経営企画室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

		補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定		当社では、コンプライアンス規程等において、ステークホルダーに対する責任について定めており、全従業員に対し継続し周知・徹底を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施		当社は、社会の一員である企業として、責任と使命を果たすために、省資源・省エネルギー対策、リサイクル活動等を通じてコンプライアンス経営の徹底に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社では、内部統制システムの基本的な考え方として、企業価値を継続的に高めるとともに、経営の健全性、透明性を確保しつつ効率性を高めることを主眼としております。

特に業務の遂行に当たっては、法令の遵守を最重要課題に位置づけ、内部監査室を中心にコンプライアンスの徹底強化を図っております。

(2) 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムの整備・強化につきましては、以下のとおり実施しております。

店舗統制のため全国を9地区に区割りした上で、各地区に営業推進管理職を配置しております。各営業推進管理職は巡回方式で店舗を指導・監督し、会社方針を各店舗に徹底させるとともに、現場の声を収集することによって本社と店舗間の意思の疎通を図りコミュニケーションの向上に努めております。さらに四半期に1回の頻度で全国店長会議、毎月の各地区店長会議を開催し意思疎通の更なる強化を図っております。

また、内部監査室による全拠点を対象にした内部監査を、年間計画に基づき実施しております。監査結果はトップマネジメントに迅速に報告しております。

ります。被監査部門に対しても、改善事項の指摘・指導はもとより、社員のヒアリングを行うことで業務執行に関する具体的な執行状況の確認と問題点の把握に努め、実効性の高い監査を実施しております。

さらに、組織横断的に構成する社長直属機関として、コンプライアンス監視委員会を設置し、全社あげて法令遵守体制及び内部統制の構築・運営に取り組んでおります。

なお、平成18年5月16日開催の取締役会におきまして、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しており、取締役会が率先して、内部統制の構築・運営に取り組む体制になっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の「経営理念・経営方針」の精神並びに「コンプライアンス規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、反社会的勢力によるいかなる不当な要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを社内外に周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 組織の整備状況

当社の本社内に反社会的勢力への対応を統括管理する部署を設けております。

さらに、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに統括管理部署(総務課)に報告、対処する体制も整備しております。

ロ. 外部の専門機関との連携並びに反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

統括管理部署(総務課)において警察・弁護士等の外部の専門機関と密接に連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに収集した情報を社内へ周知させます。

ハ. 反社会的勢力に対する社内意識の醸成

コンプライアンス・マニュアルの制定及び運用により反社会的勢力に対する社内意識の向上に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では買収防衛に関する具体的な施策を講じてはおりませんが、企業価値を向上するために必要な情報収集、研究、施策検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制概念図

